

条例制定で地域社会を変えるために！

■在日外国人など、様々なマイノリティへのヘイトスピーチが社会問題化し、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。しかし、罰則規定もないことから、いまだにヘイトスピーチに歯止めがかかりません。

■そこで今、川崎市では全国で初めて罰則規定（刑事罰）を盛り込んだ条例制定の準備がすすめられています。条例制定に向けて、市民や地方新聞がどのような活動を行い、市長と議会はどのような議論を進めているのか、川崎市の運動に弁護士として参加してきた師岡康子さんを講師に、川崎市における条例案策定の経緯、条例案の内容と特徴について学び、ヘイトスピーチ規制条例のあるべき形と条例制定運動の進め方を考える機会とします。

日時●2019年9月21日（土）14時～16時



講師：師岡康子さん（弁護士）

東京弁護士会外国人の権利に関する委員会委員、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員ほか。著書に『ヘイト・スピーチとはなにか』（2013年岩波新書）。

会場●生活クラブ生協 生活クラブ館 B1F

東京都世田谷区宮坂 3-13-13（小田急線「経堂」駅北口下車3分）

資料代●300円

季刊『社会運動』432号 特集：「ヘイトスピーチは止められる」含む

主催●

一般社団法人市民セクター政策機構

■お申し込み・お問い合わせ

〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-24-20

KDX 新宿 6丁目ビル 7F

TEL 03-5292-5051 FAX 03-3205-3111 e-mail civil@cpri.jp

協賛■市民政策調査会・認定NPO法人まちぽっと 他



差別のない人権尊重のまちづくり条例

川崎市ヘイトスピーチ規制条例制定運動に学ぶ